

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は結構マニアックな内容を含んでいる選択肢もありましたが、皆さん、どうでしたか？

宿題Q、産業廃棄物処理業の許可に関する記述で正に○、誤に×を付けなさい。

- a 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなくてもよい。
- b 産業廃棄物処理業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- c 産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる。
- d 産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- e 産業廃棄物処理業者は、都道府県が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

【解説】

- a 事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については許可が不要であり、正しい。（法第14条第1項）
- b 5年（優良性の評価を受けた業者は7年）ごとに更新を受けなければ効力を失うので誤り。（法第14条第2項及び第7項）
- c 産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる旨の規定がないので誤り。
- d 産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができるので正しい。（法第14条第11項）
- e 産業廃棄物の処理には、料金に関する制限の規定はない。一般廃棄物については、法第7条第12項で「一般廃棄物処理業者は、市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない」と規定されている。

正解 a ○、b ×、c ×、d ○、e ×

選択肢のaについては、通知により4品目、古紙、くず鉄、空きビン類、古繊維に限定して運用されているのが実態ですね。cとeについては一般廃棄物の許可を持っている人は迷ったかもしれませんね。dの許可条件については、一般廃棄物も産業廃棄物も同様に運用されています。なお、これらの詳細は、いわゆる「許可事務通知」（直近は令和2年3月30日付け）を参照ください。

～廃棄物処理問題～

次は昨今何かと話題になる「業の承継」関連で。

Q、次のうち、産業廃棄物処理業の許可について正しいものはどれか。

- (1) 個人から法人に移行するときは、変更届を提出しなければならない。
- (2) 個人から法人に移行するときは、事業承継届出を提出しなければならない。
- (3) 個人から法人に移行するときは、事業承継許可を受けなければならない。
- (4) 個人から法人に移行するときは、変更認可を受けなければならない。
- (5) 個人から法人に移行するときは、新規に許可を受けなければならない。

【解説】

法人格を変更せずに有限会社から株式会社に移行する場合や法人名称を変更する場合等は変更届事案であるが、個人として許可を受けていた者が法人を設立し産業廃棄物処理業を行う場合は、別人格となるので新たに許可を受けなければならない。

なお、産業廃棄物処理施設については、譲受け又は借受けの許可を受けた場合は設置者の地位を承継することができる。

正解 (5)

業許可においては、「会社」と「個人(自然人)」は、「別人」と言うことですね。個人経営者が会社を興して、社長になったとしても、それは別人なんですね。許可は本来、「その人物」について与える「権利」のようなものですから、人が変われば許可取り直しとなります。

原則、このような考えなのですが、処理施設の設置許可については、平成 10 年前後にこの考え方で「承継」という制度を導入し、手続きを取れば「許可の取り直し」ではなく、引き続き「承継」「相続」して使用できる制度も規定しています。

さて、今回の宿題は引き続き「業許可」に関することで文章は長いですが、研修会などではときおり質問される内容です。状況を頭に思い浮かべれば、おわかりになるかと思います。考えてみてください。



宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 排出事業者A社が、産業廃棄物の処理委託契約をしている処分業者にA社自らの従業員を用いて運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要である。
- (2) 排出事業者A社が、自らの従業員を用いて、A社の本社、支店や営業所を回り産業廃棄物を収集運搬し、A社のある支店の積替保管場所まで運搬する場合は、A社の自社運搬であり収集運搬業の許可は不要である。
- (3) 排出事業者A社と取引のある場内清掃業者の従業員に、A社の車両を用いて支店や営業所を回り産業廃棄物を収集運搬する場合は、A社の自社運搬であり収集運搬業の許可は不要である。
- (4) 排出事業者A社の従業員を用いて、A社の協力会社Bの工場を回り収集運搬する場合は、A社の自社運搬ではないので、A社は収集運搬業の許可が必要である。
- (5) 排出事業者A社の協力会社Bの従業員が、A社に製品納品した帰りに、A社から発生した産業廃棄物を運搬する場合、協力会社Bは収集運搬業の許可が必要である。